

# 地方創生応援税制の事業認定について

## 1 概要

- 本市が昨年度に創設した津山市若者定住促進奨学金返還金補助事業が、平成29年3月28日に内閣府より、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の対象事業として認定されました。
- 企業版ふるさと納税は、民と官が協働して地方創生を進めていくために創設された制度であり、内閣府から認定を受けた地方自治体の地方創生の取組に対して、本社が市外に所在する企業が事業に賛同し、寄附を行った場合、税の優遇措置が受けられるものです。
- 今回の認定により、津山市若者定住促進奨学金返還金補助事業の事業費の5割を地方創生応援税制にかかる寄附金の適用限度額として、企業よりご寄附金をいただくことができるようになりました。

### 制度のポイント

※内閣府資料より抜粋

- 志のある企業が地方創生を応援する税制  
⇒ 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置
- 企業が寄附しやすいように  
・ 税負担軽減のインセンティブを2倍に  
・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減  
2倍に



## 2 全体イメージ

【地方創生応援税制適用部分】  
各年度ごとの事業費見込み額の5割  
までの寄附金が本税制の適用となる

地域再生計画

産業界

本社が市外

本社が市内

津山市

登録

対象者

寄附金

寄附金

出捐金

地方創生応援税制  
対象分

津山市帰ってきんちやい若人応援基金

内閣府

地方創生応援税制対象事業として認定

津山市若者定住促進奨学金返還金補助事業